

平成 18 年度 第 1 回

宇都宮市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会 議事録

日時：平成 18 年 8 月 9 日（水）

午前 10 時 00 分～ 11 時 30 分

場所：市役所 B 1 会議室

出席者

審議会委員：麦倉委員（分科会長）、山村委員（職務代理者）、大竹委員、加藤委員、
笹野委員、関口委員、直井委員、亀山委員、池本委員、蕪木委員、
遠藤委員（臨時委員）

市民代表委員：平野委員、寺内委員

事務局：＜障害福祉課＞ 荻田課長、浜野課長補佐、藤牧企画係長、森田相談支援係長、
伊藤総括主査、吉岡主任主事、岩下主事、太城主事

＜保健予防課＞ 石川課長、広野課長補佐、小林保健対策係長、田崎総括主査

傍聴者：なし

1 開会

2 会長あいさつ 麦倉会長

3 議事

・（仮称）第 1 期宇都宮市障害福祉サービス計画の策定体制等について

4 協議事項

・（仮称）第 1 期宇都宮市障害福祉サービス計画の策定について

・今後のスケジュールについて

発言者	進 行 内 容
障害福祉課長補佐	会議し第 1「開会」
麦倉会長	会議次第 2「会長あいさつ」
	会議次第 3「議事（報告事項）（仮称）第 1 期宇都宮市障害福祉サービス計画の策定体制等について」事務局より説明
	（事務局より説明）
麦倉会長	意見・質問等ないので次の協議に移ります。
麦倉会長	会議次第 4「議事（協議事項 1）（仮称）第 1 期宇都宮市障害福祉サービス計画の策定体制等について」事務局より説明
	（事務局より説明）

<p>加藤委員</p>	<p>知的障害者は一般社会で働けないために年金をいただいていると思っていたが、日中サービス利用の負担など、その中から費用負担を求められ困っている。(知的障害者が)単独世帯となれば健康保険料の負担もあるのに、持てるお金も350万円上限とされているため、食費が残る程度で25,000円という。介護保険と障害福祉サービスの介護給付が統合となると、介護保険料は利用の有無に係わらず払うことになり、知的障害者に負担ができるのか不安。今回の自立支援法の施行で混乱しているうえ、次は介護保険もとなると、知的障害者はどのように生活して行けば良いのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>介護保険と障害福祉サービスの統合については国の検討が始まったばかりで、現段階では説明ができない。20年度を目途に改正というのは、介護保険制度が3年に1度の見直しを行っているため、20年度が間に合わなければその次にというのが国の考えである。</p> <p>(支援費制度による)サービス利用の急増から、それを支える費用も増大し財源確保が難しくなったため、保険制度に移行して国民に広く薄く負担してもらおうというのが国の考え。現在の保険料の徴収年齢の40歳を20歳まで下げるといった話もあるが、今の時点ではこの程度の状況しか説明できない。</p>
<p>加藤委員</p>	<p>決まってからでは遅いので、決まる前に実情を伝えて行く事が必要と考えている。今回の自立支援法における、障害者が身近な地域で暮らそうという考え方は理解できるが、地域が耕されていないのに、地域で暮らすためにどういった方法があるのかわからない中で、施設を出なければならぬという情報だけが入ってきて、不安になっている。情報の伝達をうまくやってほしい。</p>
<p>山村委員</p>	<p>国の資料で、「障害福祉計画を地域の実情に即した実効性のある内容のものとするため、サービス利用者である障害者等を始め、事業者、雇用、教育、医療の幅広い関係者の意見を反映することが必要であり、障害福祉計画作成委員会等、意見集約の場を設けることが考えられる」とある。今回の市の策定体制においては、「策定委員会」が市内部の組織で構成されているようだが、国の指針との整合性は図れるのか。</p> <p>また、国の相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方において、「地域自立支援協議会」等のネットワークの構築が示されているが、市としての考え方をお聞きしたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>国の示す「障害福祉計画作成委員会」に該当するものは、この障害者福祉専門分科会であると考えている。市の関係課で構成する「策定委員会」は、行政内部の調整や検討の場であり、実質的な計画の検討は、この専門分科会で、社会福祉事業者や障害者団体の代表である皆様とともに行っていきたくと考えている。</p>

	<p>自立支援協議会については、まだ検討が進んでいない。現在は、10月の自立支援法の施行によるサービスの調整を中心に進めているため、こちらが落ち着き次第、障害福祉に関係する方々を招いて、自立支援協議会を作りたい。</p>
直井委員	<p>計画策定や計画策定後の管理において、自立支援協議会が重要な役割を果たすと思う。大至急立ち上げる方向でお願いしたい。</p>
事務局	<p>そのようにしたい。</p>
池本委員	<p>事業主がサービスをどこまで提供できるのか、利用者は何を望んでいるのか、今後調査することと思うが、その生の実態が明らかにされないまま、市の設定した数値目標を会議の場で説明される懸念がある。この会議はワーキンググループ的なものとして、市が考えるサービス量が十分なものか、実質的な討議ができる場にしたいと考える。そのために、生のデータも出して欲しい。</p>
麦倉会長	<p>次回からの資料で、数値目標等を提示していくと思うが、サービスの利用実態や障害者等のニーズの把握、就労の実現性などのアンケートは実施するのか。またそのデータを、この場に提供していくのか。</p>
亀山委員	<p>あと2ヶ月で本番になるが、現在の市内の認定調査対象者と、調査の進捗状況、認定された人がどのくらいいるのか、またその内、精神障害者はどのくらいか。</p>
事務局	<p>認定調査の進捗状況の数字は後ほどお答えする。</p> <p>また、数値目標を設定するためのアンケートは予定していない。目標数値は、国の数値目標から機械的に出して、それをどれだけ達成できるかということを1年目で検証していく。市町村ではこれまで地域移行や就労移行に携わっておらず、ノウハウが無いことから調査する術を持っていない。</p> <p>今回の計画は1期計画となるため、1期目には国の方針に従って本市の目標数値を設定し、運用していく中で出てきた実態を、次の計画で目標値の見直しに反映させていく考えである。</p> <p>利用者に関しての実態調査は、定率負担が導入されたこともあり、利用控えなどがあるか年度後半にかけて調査したい。</p> <p>支援費の実績データは3年分あるので、これを生かしてサービス量の推計等を行う予定で、次回提出したい。</p> <p>アンケート調査は、利用者の方もサービス体系の変更に伴うニーズを想定できないという問題があり、調査のしようが無いと考えている。</p> <p>地域移行については、受け皿の整備の問題・確保策について、年度後半で</p>

<p>寺内委員</p>	<p>検討していきたい。</p> <p>法の理念はわかるが、拙速で時間がない。一般就労を望む人ばかりではなく、法の主旨と現状が必ずしも合っていないように思う。本人が希望すれば、どこでも日中活動が保証されるということになるのか。サービス量は一定出せるのだろうか。</p> <p>自立支援法により全ての人自立できるのか。自立という言葉が多く出てくるが、自立の中身が書いていない。障害者にどう対応していくのが問題。障害者の全ての人を対象に就労を目標とすることはできないだろう。制度的なものは仕方がないとしても。多くの市民が納得できるようお願いしたい。</p>
<p>麦倉委員 寺内委員</p>	<p>意見ということよろしいか。</p> <p>はい。</p>
<p>池本委員</p>	<p>ここで自立支援法の是非を議論しても仕方がない。やるべき事は、宇都宮市がこれまで提供してきたサービスの質を落とさないよう、量をどう拡大できるか数値として出していくことを積極的に取り組んでほしい。</p> <p>中核市として栃木県内のモデルとなるべき宇都宮市の障害者サービスが低下していくのは避けたい事で、行政内部で財務部門との関係もあるだろうが、頑張っって交渉して行ってほしい。</p> <p>栃木県の数値目標には、入所施設から地域への移行を15%進める、退院可能な精神障害者の減少数を670人とあるが、この数値は県内にある施設の総数から積算したのか。精神障害者の方も病院の数からの積算か。つまり、県外の方が栃木県の施設を利用している場合が含まれているのでは。</p>
<p>事務局</p>	<p>目標値は全県で出しているが、県内の市町村が障害福祉サービスを支給している人数から出しているため、他県の施設利用者は含まれていない。また、宇都宮市の目標数値を設定する上では、宇都宮市が支給決定している人数をベースに考えていく。</p>
<p>池本委員 事務局</p>	<p>それに対して受け皿をどうするか、という部分を今後考えていくのか。</p> <p>そのとおり。</p>
<p>山村委員</p>	<p>スケジュールのことで、10月から地域生活支援事業はスタートするが、今後何回分科会を開催するのか。この分科会が実質的な計画作成委員会となると、欠席者が出ないよう具体的な日程を早めに示して欲しい。</p>
<p>事務局</p>	<p>協議事項2で説明する。</p>
<p>亀山委員</p>	<p>自立支援給付事業で、程度区分が必要なのは介護給付のみか。その他の訓</p>

事務局	<p>練等給付は，障害程度認定を受けていなくても利用できるサービスか。</p> <p>程度区分が必要なのは原則介護給付のみ。訓練等給付にも利用条件はあるが，障害程度区分は関係ない。地域生活支援事業も法的には障害程度区分は関係ない。現時点では，基礎的な事業について，程度区分の考え方が入るものと入らないものがあると考えている。移動支援事業などはこれまでも調査・決定をしていたので，一定の調査・決定が必要とも考えている。任意事業の中の生活サポート事業は，本市で実施するかどうか未定だが，利用条件として介護給付非該当の方と示されており，障害程度区分の考えが入っているが，どのような事業とするかは難しいところ。</p>
亀山委員	<p>移動支援とコミュニケーション支援は，重複の方も多くいるので，一体的に必要なものである。サービスを区分する上では，重複障害の場合も考慮されたい。</p>
直井委員	<p>自立支援協議会の役割と，これまで地域社会福祉協議会が果たしてきた役割が重複する部分があると思う。高齢分野でも障害分野でも社会福祉協議会が実際的なサービスの担い手になっている。宇都宮市の障害福祉計画でも地域社会福祉協議会との役割の整合性を図る必要もあるのではないか。</p>
事務局	<p>認定調査の進捗状況の質問にお答えします。在宅で対象者が1,233件。要調査対象件数が684件。調査済みが445件。残りが229件で，8月中に終了する予定。医師意見書の関係で，認定済は267件。精神については20件。</p>
平野委員	<p>当事者の声を反映させて，障害者の現実に合ったような施策をつくってほしい。地域生活支援事業の実施は10月に迫っており，いつ頃決まるのか早く教えて欲しい。非常に不安である。</p>
事務局	<p>9月の頭には何らかの形で周知したい。方向性としては，今年度は従来からのものを内容を変えないで実施する予定。根拠が変わることにより手続きの変更があるため，詳細をつめているところ。</p> <p>19年度以降のサービスに関しては，この分科会でも中身を諮っていく。</p>
平野委員	<p>認定審査は20年度までないのか。</p>
事務局	<p>サービスの支給期間は，サービスの種類によって異なるが，障害程度区分の有効期間は3年で設定される。ただし，障害の状況に波がある，障害が進行するような場合は，短期間で見直しを行う場合もある。</p> <p>また，今回のように3年後に大量の調査とならないよう，今回の特例とし</p>

平野委員	<p>て3年から3年6ヶ月の期間で決定できるようになっている。</p> <p>身体障害者も年数とともに、進行していくことがあるが。</p>
事務局	<p>医師の意見書で進行性と書いてあれば考慮するほか、利用者側からのサービスの利用変更など、必要に応じて再度申請していただくこともできる。</p>
事務局	<p>会議次第5 「議事（協議事項2）今後のスケジュールについて」事務局より説明</p>
麦倉会長	<p>計画のサービス量や数値目標に、1市2町の合併は加味するのか。</p>
事務局	<p>担当者レベルの話し合いでは、一定考え方は共有していただくようお願いしているが、まだ合併も正式な決定では無いので、計画は1市2町でそれぞれ作成し、合併が決まった時点で調整する考えである。</p> <p>地域生活支援事業は各市町村の判断のため調整が必要であるが、介護給付はサービス量の推計等の方法は国から示されているので、1市2町分を足し上げたものになる。</p>